

令和2年度 歳末たすけあい事業のご案内

美浦村社会福祉協議会では、“みんなで支えあうあったかい地域づくり”を目的とした令和2年度歳末たすけあい募金事業を下記の通り行います。全て自己申請となりますので、ご希望の方は申請をお願いいたします



① 歳末地域福祉活動助成事業

内 容	支援を必要とする人たちが、地域のなかで安心して暮らすことができるよう、たすけあい支えあいなどを目的とした事業を行う団体に、支援金を配分します		
対象団体	次の(1)と(2)の両方の条件に該当している事業を行うことが必要です (1) 令和2年11月1日から令和3年1月31日までの期間に実施すること (2) 美浦村民を対象に、地域の障がい者・高齢者等の見守り活動、児童育成活動、社会参加・生きがい支援活動、食事サービス、三世代交流事業などのふれあい支えあいを目的としていること (但し、 営利・宗教・政治活動 を目的としないものに限りま)		
申請方法	申請書に必要事項を記入し、美浦村社会福祉協議会へ提出してください		
配分金額	50,000円以内(経費の75%以内を上限、千円未満は切捨て)		
事業報告	事業終了後1ヶ月以内に実施報告及び決算書を提出していただきます		
配分方法	12月末日までに配分いたします	申請期間など	裏面に記載

② 「猫の手貸します」シルバー人材センター利用券贈呈事業

内 容	年末の大掃除等が困難な世帯を支援するため、掃除や障子の張り替え等を行っているシルバー人材センターの利用券(3,000円分)を贈呈いたします		
対 象 者	次の(1)と(2)の両方の条件に該当している、美浦村にお住まいの世帯が対象です (1) 令和2年10月1日時点で美浦村に9ヶ月以上居住し、 世帯全員の住民税が非課税 である (2) 次にあげる世帯条件のいずれかに該当する世帯 (ただし、2つ以上の該当がある場合でもいずれか一つとなります) ア、満70歳(昭和26年4月1日以前に生まれたもの)以上で、同一敷地内に親族が居住していないひとり暮らし高齢者世帯 イ、要介護4以上の方が在宅で生活している世帯 ウ、以下の重度障がい者がいる世帯 ①身体障害者手帳1級(聴覚障がい者は2級)、②療育手帳A、③精神障害者保健福祉手帳1級 ※次にあげる世帯条件のいずれかに該当する世帯は 申請できません (1) 生活保護受給 (2) 施設入所や長期入院などの理由で、対象となる方が在宅でない場合 (3) 村税等に滞納がある		
申請方法	申請書に必要事項を記入し、下記の書類を添えて社会福祉協議会へ提出してください(郵送可) イ、「要介護4以上の方がいる世帯」は介護保険証のコピー ウ、「重度障がい者がいる世帯」の場合は、障がい者手帳のコピー		
贈呈方法	12月末日までに贈呈いたします	注意事項	利用券の第三者への譲渡はできません

裏面もご覧ください

③ 「サンタが美浦にやってくる」クリスマスプレゼント贈呈事業

内 容	支援が必要な障がい児世帯、母子・父子家庭世帯へ、12月23日（水）夕方、サンタクロースがお宅を訪問し、お菓子をプレゼントします
対 象 者	在宅であって、次のすべての条件に該当している、美浦村にお住まいの世帯が対象です (1) 令和2年10月1日時点で美浦村に9ヶ月以上居住している (2) 児童扶養手当もしくは特別児童扶養手当を受給している (3) 生活保護法による保護を受けていない世帯である (4) 扶養している子が小学生以下である（特別児童扶養手当受給者は除く）
申請方法	申請書に必要事項を記入して社会福祉協議会へ提出してください（郵送可）

申請期間

令和2年 10月1日（木）～11月30日（月）
（期日厳守：郵送の場合は当日必着）

- 申請書は美浦村社会福祉協議会、老人福祉センター、役場福祉介護課、中央公民館に用意してあります。また、美浦村社会福祉協議会のホームページからもダウンロードできます
- 申請の種類によって、村税課税状況および納付状況、居住状況及び児童扶養手当／特別児童扶養手当受給状況の照会についての同意が必要となります
- 身体が不自由などの理由で申請が困難な場合、お近くの民生委員か社会福祉協議会へご連絡ください
- 配分金、利用券の金額は予定であり、状況により増減する場合があります

・【問合せ・提出・郵送先】・

〒300-0424
美浦村受領1546-1 デイサービスセンター内
社会福祉法人 美浦村社会福祉協議会
電話 029-885-0038

